

壮瞥町特定事業主行動計画

前期計画

(平成28年度～32年度)

壮 瞥 町

はじめに

急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等の社会変化に対応していくため、自らの意思によって職業を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を職業生活において十分に発揮できる社会の実現を図るため、10年間の時限立法として平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）が制定されました。

この法律は、女性の職業生活における活躍を推進するため、国、地方公共団体、民間事業者（一般事業者）が担う責務を明らかにしたもので、平成37年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んで行くことを目的としています。同法第5条の規定に基づき、平成27年9月25日、その基本的な方向性が閣議決定され、同法第7条に定める策定に関する指針に基づき、地方公共団体においても同法第15条に基づきこの推進に関する計画の策定に努めることとされています。

壮瞥町では、この女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づき、「壮瞥町特定事業者行動計画」を策定し、女性の職業生活における活躍推進を目指すものです。

平成28年3月

壮 瞥 町
壮 瞥 町 議 会 議 長
壮瞥町選挙管理委員会
壮瞥町代表監査委員
壮 瞥 町 農 業 委 員 会
壮 瞥 町 教 育 委 員 会

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とします。

2. 女性職員の活躍推進に向けた取組

壮瞥町では、女性職員の活躍を推進するため、以下の取り組みを進めます。

(1) 女性職員の採用

- ・職員の採用について、公平平等な職員の採用を実施します。
- ・受検者数に占める女性の割合が低いことを踏まえ、職員募集にあっては採用試験の女性受検者の拡充を図るため、周知に努めます。
- ・退職予定の職員に対して再任用制度について周知し、女性職員の採用を推進します。

(2) 女性職員の登用推進

- ・女性職員の管理職登用について、行政施策における女性の参画の拡充を推進し、女性職員の管理職登用率は、10%程度とするよう努めます。
- ・女性職員の能力開発や意識向上を図るとともに、キャリア形成を意識した人員配置に努めます。また、女性職員の多様な働き方に関するセミナーや各種研修の機会について周知し、参加を呼びかけます。
- ・人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、女性職員の登用推進に努めます。

各役職に占める女性職員の割合

区分	男性数	女性数	女性割合
課長職	9人	0人	0.0%
課長補佐職	5人	1人	20.0%
主幹職	12人	2人	16.7%
係長職	20人	8人	40.0%

※教育職員管理職を除く

平成27年度管理職登用率

管理職人数	男性管理職人数	登用率	女性管理職人数	登用率
15人	14人	93.3%	1人	6.7%

※教育職員管理職を除く